

(仮称) 青森沖洋上風力発電事業

環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

2022年6月

津軽七里長浜洋上風力合同会社

目 次

第1章	環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1.1	環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1.2	環境影響評価方法書についての説明会の開催.....	2
1.3	環境影響評価方法書についての意見の把握.....	2
第2章	環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	3

別添資料

- 別添資料－1 東奥日報（2022年3月23日（水））の「環境影響評価法に関する公告」の抜粋
- 別添資料－2 つがる市広報「広報つがる」2022年3月号No.243の抜粋
- 別添資料－3 鱒ヶ沢町広報「広報あじがさわ」2022年4月号No.611の抜粋
- 別添資料－4 深浦町広報「広報ふかうら（お知らせ版）」2022年3月11日No.407の抜粋
- 別添資料－5 津軽七里長浜洋上風力合同会社のホームページの抜粋
- 別添資料－6 意見書用紙

参考資料

- 参考資料－1 住民説明会意見および事業者の見解

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1.1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）」第五条の第1項の規定に基づき、事業者は一般から環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書を作成した旨その他事項を公告し、環境影響評価方法書を公告の日から起算して31日間（2022年3月23日（水）～4月22日（金））縦覧に供した。

なお、電子縦覧に関しても同様に31日間（2022年3月23日（水）～4月22日（金））縦覧に供した。

(1) 公告の日

2022年3月23日（水）

(2) 公告の方法（別添資料-1～別添資料-5 参照）

あ) 東奥日報（2022年3月23日（水））の「環境影響評価法に関する公告」

い) つがる市広報「広報つがる」2022年3月号No.243

う) 鱒ヶ沢町広報「広報あじがさわ」2022年4月号No.611

え) 深浦町広報「広報ふかうら（お知らせ版）」2022年3月11日No.407

に掲載した。また、下記において電子縦覧を実施した。

お) 津軽七里長浜洋上風力合同会社のホームページ

(3) 縦覧場所

関係地域を対象に以下に示す箇所にて縦覧を実施した。

あ) つがる市役所本庁舎（企画調整課）（青森県つがる市木造若緑6 1-1）

い) つがる市役所車力出張所（青森県つがる市豊富町屏風山1-3 7 2）

う) 鱒ヶ沢町役場（政策推進課）（青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸3 2 1）

え) 深浦町役場本庁舎（総合戦略課）（青森県西津軽郡深浦町深浦苗代沢8 4-2）

お) 津軽七里長浜洋上風力合同会社のホームページ

(4) 縦覧期間

① 縦覧の期間

2022年3月23日（水）～4月22日（金）

注1) 各施設の開庁日に準ずる。

注2) 縦覧場所あ)～え)においては、意見書の提出期限となる2022年3月23日（水）～5月12日（木）の期間縦覧した。

注3) 電子縦覧は、2022年3月23日（水）～4月22日（金）に実施した。

(5) 縦覧時間

縦覧時間は、各縦覧場所の開庁時間とした。

電子縦覧は、縦覧時間の制限は設けていない。

1.2 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）」第七条の第2項の規定に基づき、事業者は方法書の記載事項を周知させるための説明会を開催した。

(1) 説明会の実施場所

- あ) 鱒ヶ沢町中央公民館（青森県西津軽郡鱒ヶ沢町本町209-2）
- い) 出来島コミュニティ消防センター（青森県つがる市木造出来島雉子森28）
- う) 牛瀨公民館（青森県つがる市牛瀨町鷺野沢29-789）
- え) 農村環境改善センター（青森県西津軽郡深浦町北金ヶ沢塩見形406-1）

(2) 説明会の日時

- あ) 鱒ヶ沢町中央公民館 : 2022年4月2日（土）17:00～19:00
- い) 出来島コミュニティ消防センター : 2022年4月3日（日）10:00～12:00
- う) 牛瀨公民館 : 2022年4月3日（日）17:00～19:00
- え) 農村環境改善センター : 2022年4月4日（月）13:00～15:00

(3) 説明会への来場者数

事業者側および関係者を除く、説明会への来場者数は以下の通りである。

- あ) 鱒ヶ沢町中央公民館 : 10名
- い) 出来島コミュニティ消防センター : 2名
- う) 牛瀨公民館 : 6名
- え) 農村環境改善センター : 7名

(4) 説明会での意見

説明会での意見の概要及び事業者の見解について、参考資料として巻末に記載する。

1.3 環境影響評価方法書についての意見の把握

(1) 方法書についての一般の意見の把握

一般に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を求めた。

① 意見書の提出期間

2022年3月23日（水）～5月12日（木）

② 意見書の提出方法

あ) 縦覧場所に備え付けられた意見箱への投函（2022年5月12日（木）まで）

い) 事業者への郵送による書面の提出（2022年5月12日（木）当日消印有効）

※ 縦覧場所に設置した意見箱は、2022年3月23日（水）～5月12日（木）の期間設置した。

③ 意見書の提出状況

事業者に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は、無かった。

- あ) つがる市役所本庁舎（企画調整課） : 0件
- い) つがる市役所車力出張所 : 0件
- う) 鱒ヶ沢町役場（政策推進課） : 0件
- え) 深浦町役場本庁舎（総合戦略課） : 0件
- お) 郵送による一般意見 : 0件

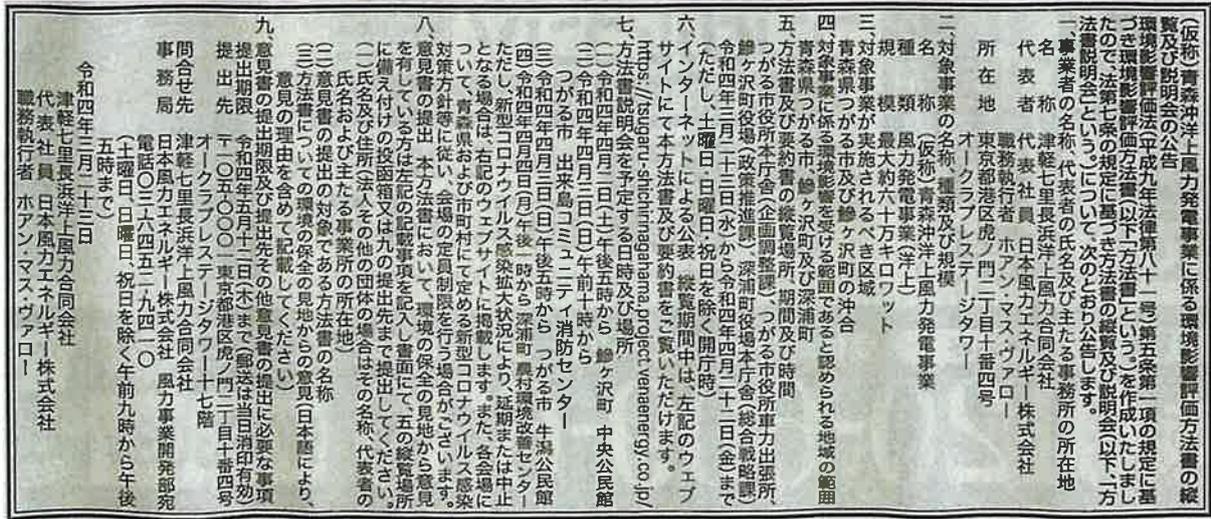
- ④ 意見書用紙の様式
別添資料-6に示す。

第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

方法書に対する環境保全の見地からの意見は提出されなかった。

別添資料

別添資料-1 東奥日報（2022年3月23日（水））の「環境影響評価法に関する公告」の抜粋



別添資料-2 つがる市広報「広報つがる」2022年3月号No.243の抜粋

**(仮称)青森沖洋上風力発電事業
環境影響評価方法書の縦覧及び住民説明会の開催**

つがる市および鯉ヶ沢町の沖合において計画している（仮称）青森沖洋上風力発電事業（出力／最大60万kW程度）に係る環境影響評価方法書について、環境影響評価法に基づき縦覧および住民説明会を行います。

環境影響評価方法書の縦覧

- ◆縦覧期間：3月23日(水)～4月22日(金)
- ◆縦覧場所：市役所企画調整課および車力出張所 8時30分～17時15分（閉庁日を除く）
- ◆電子縦覧：下記事業者ホームページで公開します。
<https://tsugaru-shichirinagahama.project.venaenergy.co.jp/>
- ◆意見書の提出：環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、5月12日(木)までに、意見書に氏名、住所および意見をご記入の上、縦覧場所に備え付けている意見書箱にご投函くださるか、下記問い合わせ先へ郵送（当日消印有効）でお寄せください。

住民説明会

- ◆日時・場所：4月3日(日)10時～12時 出来島コミュニティーセンター
4月3日(日)17時～19時 牛瀧公民館

※体調の優れない方はご遠慮をお願いします。マスク着用のほか、受付で手指の消毒・検温・名簿への記入にご協力をお願いします。

※新型コロナウイルスの感染状況により、延期または中止となる場合には、前記のホームページなどでお知らせします。

※県および市町村が定める新型コロナウイルス感染対策方針等に従い、会場の定員制限を行う場合があります。

【担当課】 企画調整課 電話42-2111（内線354）
【問い合わせ先および意見書送付先】
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-10-4 オークラプレステージタワー17F 津軽七里長浜洋上風力合同会社
事務局 日本風力エネルギー株式会社 風力事業開発部
電話03-6452-9410（土日を除く9時～17時）

**(仮称)青森沖洋上風力発電事業
環境影響評価方法書の縦覧及び
住民説明会開催**

つがる市及び鱒ヶ沢町の沖合において計画している風力発電事業に関し、環境影響評価法に基づき縦覧及び住民説明会を行います。

◆縦覧場所：町役場 政策推進課

◆縦覧期間：4月22日（金）まで
（土・日・祝日を除く）

◆縦覧時間：8：15～17：00

◆電子縦覧：事業者ホームページで公開
<https://tsugaru-shichirinagahama.project.venaenergy.co.jp/>

◆意見書の提出

環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、5月12日（木）までに、縦覧場所に備え付けの意見書に氏名、住所及び意見をご記入のうえ、意見書箱にご投函くださるか、問合せ先へ郵送（当日消印有効）によりお寄せください。

住民説明会

◆場所：鱒ヶ沢町中央公民館2階和室

◆日時：4月2日（土）17：00～19：00

※体調の優れない方はご遠慮願います。
マスク着用のほか、受付で手指の消毒・検温・名簿への記入にご協力をお願いします。

※新型コロナウイルス感染症の感染状況により、延期または中止となる場合には、上記のホームページなどでお知らせします。

※青森県および市町村にて定める新型コロナウイルス感染対策方針などに従い、会場の定員制限を行う場合があります。

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-10-4
オークラプレステージタワー17F

津軽七里長浜洋上風力合同会社 事務局
日本風力エネルギー株式会社 風力事業開発部 [☎03-6452-9410]

<p>No.407 発行／青森県深浦町 編集／総合戦略課</p>	
<p>つがる市及び鱒ヶ沢町の沖合において計画している「(仮称)青森沖洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書」について、環境影響評価法に基づき、縦覧及び住民説明会を行います。</p> <p>◆対象事業 ・事業者名 ・事業名 (仮称)青森沖洋上風力発電事業</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>(仮称)青森沖洋上風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧及び住民説明会について</p> </div> <p>・事業者 津軽七里長浜洋上風力合同会社</p> <p>・出力 最大60万kW程度</p> <p>・対象事業実施区域 つがる市及び鱒ヶ沢町の沖合</p> <p>◎環境影響評価方法書の縦覧</p> <p>◆縦覧場所 深浦町役場総合戦略課</p> <p>◆縦覧期間 3月23日（水）～4月22日（金） （土・日・祝日を除く）</p> <p>◆縦覧時間 8時15分～17時</p> <p>◆電子縦覧 ホームページにて公開します。 https://tsugaru-shichirinagahama.project.venaenergy.co.jp/</p> <p>◆意見書の提出 環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、5月12日（木）までに、意見書に氏名、住所および意見をご記入の上、縦覧場所に備え付けている意見書箱にご投函するか、または問合せ先へ書簡にて郵送（当日消印有効）によりお寄せください。</p>
<p>◎住民説明会</p> <p>◆場所 農村環境改善センター</p> <p>◆日時 4月4日（月）13時～15時</p> <p>※体調の優れない方はご遠慮願います。マスク着用のほか、受付で手指の消毒・検温・名簿への記入にご協力をお願いします。</p> <p>※新型コロナウイルス感染症の感染状況により、延期または中止となる場合には、前記のホームページなどでお知らせします。</p> <p>※青森県および市町村にて定める新型コロナウイルス感染対策方針などに従い、会場の定員制限を行う場合がございます。</p> <p>□問合せ先・意見書送付先 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-10-4 オークラプレステージタワー17F 津軽七里長浜洋上風力合同会社 事務局：日本風力エネルギー株式会社 風力事業開発部 TEL 03-6452-9410 （土、日、祝日を除く9時～17時）</p>	



2022.3.23 風力

(仮称) 青森沖洋上風力発電事業環境影響評価方法書の縦覧について

令和4年3月23日
津軽七里長浜洋上風力合同会社

当社は、令和4年3月23日付で、環境影響評価法に基づき「(仮称) 青森沖洋上風力発電事業方法書」(以下「方法書」) 及びこれを要約した書類(以下「要約書」) を経済産業省、青森県、つがる市、鰐ヶ沢町、深浦町へ届出いたしました。

方法書及び要約書については、以下のとおり公表し縦覧を行います。

方法書の縦覧について

●縦覧場所：

- ・つがる市役所本庁舎（企画調整課）
- ・つがる市役所車力出張所
- ・鰐ヶ沢町役場（政策推進課）
- ・深浦町役場本庁舎（総合戦略課）

●縦覧期間：

令和4年3月23日（水）から令和4年4月22日（金）
※土曜日・日曜日・祝日を除く開庁時

インターネットによる公表

表紙と目次	方法書[467KB]
【第1章】第一種事業を実施しようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	方法書[139KB] 

【第4章】第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果	方法書[26.7MB]
【第5章】配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解	方法書[813KB]
【第6章】対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	方法書[15.2MB]
【第7章】その他環境省令で定める事項	方法書[5.3MB]
【第8章】環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	方法書[138KB]
資料編	資料編[794KB]
要約書	要約書[23.4MB]

意見書の送付について

環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函くださるか、令和4年5月12日（木）までに問い合わせ先へご郵送ください（当日消印有効）。

●郵送の場合

宛先：〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-10-4 オークラプステージタワー17階
津軽七里長浜洋上風力合同会社 事務局 日本風力エネルギー株式会社 風力事業開発部 宛

意見書用紙は [こちらよりダウンロード](#)ください。

●記載事項

- ・氏名、住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）又は連絡先 
- ・意見書の提出の対象である環境影響評価方法書の名称

場所：鎌ヶ沢町 中央公民館

日時：令和4年4月2日(土)17時～

場所：つがる市 出来島コミュニティーセンター

日時：令和4年4月3日(日)10時～

場所：つがる市 牛潟公民館

日時：令和4年4月3日(日)17時～

場所：深浦町 農村環境改善センター

日時：令和4年4月4日(月)13時～

※ただし、新型コロナウイルス感染拡大状況により、延期または中止となる場合は、本ウェブサイトに掲載します。
また、各会場について、青森県および市町村にて定める新型コロナウイルス感染対策方針等に従い、会場の定員制限を行う場合がございます。

縦覧や住民説明会の変更については、改めてご案内させていただきます。

お問合せ

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-10-4 オークラプレステージタワー17階

滝軽七里長浜洋上風力合同会社 事務局 日本風力エネルギー株式会社 風力事業開発部 宛

TEL 03-6452-9410



参考資料

参考資料-1 住民説明会意見および事業者の見解

あ) 鱈ヶ沢町中央公民館：2022年4月2日（土）17:00～19:00

No	意見	事業者の見解
1	風車の大きさを教えてもらいたい。高さなどは説明の中でもあったが、近隣に現在建っている陸上の風車と比較して実際のどの程度の大きさになるのか。	一般的に、陸上よりも洋上のほうが大きくなる。洋上に建設する方がコストはかかるため、大きな風車を設置することでスケールメリットを求めたいと考えている。中泊の陸上風車は、ローター直径が117m、ハブ高さが110m、最大高さが160mであり、洋上で検討している風車規模はこの1.5倍から2倍程度の大きさを想定している。
2	タワーの直径はどの程度になるのか。	詳細な設計は今後実施するため正確な情報はお伝え出来ないが、それなりに大きなものとなる。
3	東京タワークラスのものが海域に60本程度立つというイメージか。	詳細な高さや本数は別として、そのレベル感と捉えていただければと思う。
4	方法書の中で、景観をさらりと流しているように感じたが、リゾートしらかみなどで弘前方面から来た時に最初に見る海に大量の風車が立っていたら、あまり良い印象ではないと思うが、景観との調和はどうか。	千葉県銚子沖の洋上風力の事例では、富士山の景観を邪魔するとの観点で、自治体と事業者の間で風車レイアウトの変更について協議されていると聞いている。景観を守りつつ、エネルギーの創出のために使用して良い場所について、法定協議会や行政との議論、説明会の意見交換の中での話し合いを踏まえて決定していくものと考えている。
5	ローター直径240m規模の風車は国内にあるのか。	現時点で、国内にはその規模の風車はない。国内のメーカーでは製造していないため、海外で製造した風車を導入することとなるが、海外で使用できているからと言って日本国内で使用可能というわけではなく、電気事業法、建築基準法、港湾法等に係る各種国の審査を受けて安全性を確認したうえで使用することとなる。
6	超低周波が人体に与える影響はどのようなものが考えられるのか。	国によると、風車による超低周波による人体への影響は認められないという見解が示されている。人によっては煩わしいと感じる方はいらっしゃるかもしれないが、直接的に健康被害等が生じて大きな問題になった事例は報告されていないものと認識している。
7	海外の洋上風力による公害等は発生していないのか。	公害等については、環境省において海外も含めた調査がなされており、この調査結果に基づき平成29年に「風車発電施設から発生する騒音に関する指針」が定められた。指針が策定される前は、風車騒音に関する取り決めが無く、騒音問題も各所で発生していたようだが、許容できる騒音レベルが指針で定められて以降は、苦情等はそれほど多くないものと認識している。
8	風車の基礎や本体の部分は鉄製であると思うが、何年程度の耐久性があるのか。	事業期間等を考慮し、30年程度を耐用年数として想定しており、適切にメンテナンスを行いながら長期活用していくつもりである。
9	風車メンテナンス時の塗装等により、海水が汚れることはないのか。	地上部についてはドローンや船、海中部については水中ドローンや潜水士により目視点検を行うとともに、必要に応じて環境負荷の小さい塗料を用いて再塗装するなど、海水の汚れが生じないようにメンテナンスを行っていく予定である。

No	意見	事業者の見解
10	海水によって腐食することはないと考えてよいのか。	腐食代を考慮して設計する。イギリスの北海油田などではメンテナンスを行うことで数十年稼働しており、ヨーロッパでは同様の技術を洋上風力にも取り入れている。それらの知見を取り入れて長年使用しても耐えられるような構造で建設していく。
11	基礎について、根固めや洗掘防止工の説明があったが、波に対して耐えられるものか。	海域調査を実施したうえで、波に対して耐えられるよう適切に設計・建設するつもりである。
12	風力発電事業による、鰯ヶ沢への恩恵はあるのか。	地域還元策等については、現在、法定協議会において議論がなされているところであり、売電で得た利益に対してどの程度地域に還元するべきなのかといったところも協議されると認識している。すでに公募が行われた秋田や銚子の事例では、発電で得た利益を地元へ還元する仕組みとなっている。
13	景観について、津軽半島に風車がたくさん立っている。住民からすればあれだけのものが並んでいるのは気になるところである。夜には航空障害灯が海でも点灯することを考えると、影響がないようにと説明していたが、すんなり納得することは難しい。	煩わしさを与えてしまうかもしれないが、可能な範囲で事業をさせていきたいと考えている。
14	エネルギーの問題は重要な問題であり、再生可能エネルギーにシフトしていかなくてはならないということは認識している。一方で自然の保護も重要だと思っている。生き物の調査について、鳥類の調査は季節ごとにどの程度行うのか。	調査を実施する前に、過去の調査結果の文献を確認するとともに、専門家にヒアリングをもとにどこに留意すべきを確認したうえで、調査を各3日間連続して実施する。渡り鳥であれば渡りの時期、希少猛禽類であれば、毎月2日間行い、営巣場所が近くに存在するなど状況によっては追加で調査をする。
15	大きな鳥類だけではなく、小さい鳥類についても網羅できるように調査する必要があるのではないかと。また、渡りの時期は毎年微妙に変化するため調査の時期とずれることが懸念される。	風車の高さや鳥が飛ぶ高さを考慮して被害が生じると考えられる種を選定している。また、渡りの時期については、調査時期とのずれが懸念されるものの、調査員による情報や地元でのヒアリング情報など様々なネットワークを介して情報収集を行ったうえで、可能な限り時期が合うよう検討する
16	海底ケーブルは、風車一基について一本のケーブルが陸揚げされるのか、またはまとめて持ってくるのか。	風車をいくつかのエリアにブロック分けし、ブロックごとにケーブルを一本にまとめて陸に集約することを考えている。現時点では、陸揚げ地点は一か所を想定している。
17	風車はどの程度の水深まで設置可能であるのか。	着床式という方式では、海底地質等の諸条件にもよるが、一般的に水深40数メートルであれば可能であると考えられている。それよりも深くなる場合は浮体式が一般的である。
18	洋上風力事業による住民にとってのメリットについて、今考えていることを教えてほしい。	これまで VenaEnergy グループでは、持続可能な事業を実施するために、持続可能な地域づくりと次世代の育成といった観点で何ができるかということについて、地元と協議したうえで提供してきた実績があり、主な分野は医療・教育・インフラ・環境などである。日本国内の事例では、避難所への足りない物品の寄贈やイベントへの参加等を行い、特にイベントへの参加を通じて、地元の方々と一緒に事業を作っていくことを考えている。地域の方々から日本風力エネルギーまたは VenaEnergy が発電所を作ってくれて良かった、一緒に地域活動ができて良かったと感じてもらうことが重要であると考えているため、地域活動については積極的に進んでいきたい。

No	意見	事業者の見解
19	本事業における地域貢献策について、どの程度の金額規模感を考えているのか。また、その金額は、基金とは別物と考えて良いか。	法定協議会が実施されている時期に、個別の事業者が具体的な金額を提示することは控えたい。また、基金と別物とするか否かは法定協議会の議論を踏まえての経営判断となるため、回答は差し控えさせていただく。
20	風車が63基建設されるとのことであるが、風車が立つエリアは、立ち入り禁止となるのか。	風車の基数は風車のサイズなどにより変わるため、63基より少なくなることが想定される。また、立ち入り禁止エリアについては、再エネ海域利用法において漁業や地域との共生が謳われており、漁業を継続的に実施するエリアと指定された地域は漁業を優先するとともに、景観上の観点から設置禁止とされたエリアには風車を設置しないなど、適切に対応する。また、風車近傍については、保安上の観点から一部立ち入り禁止とさせていただくが、すべてが立ち入り禁止になるものではないと考えている。
21	説明会は今回限りか。	環境影響評価の方法書に関する説明会は、本日から3日間を予定している。また、今後環境影響調査を実施したうえで準備書を作成し、その段階で再度説明会を開催させていただくとともに、準備書に対するご意見を踏まえ評価書を作成する予定である。一方、事業そのものの説明という観点では、今後我々が落札させていただいた場合は、事業内容等に関する説明会を開催させていただき、地域の皆さまに理解していただいたうえで工事を進めていく所存である。

い) 出来島コミュニティ消防センター：2022年4月3日（日）10:00～12:00

No	意見	事業者の見解
1	風車の耐震性に関して、説明してもらいたい。	風車の耐震性については、環境影響評価法とは別に、電気事業法等に基づく国の審査が行われ許可されるものであり、適切に設計・建設を進めていきたいと考えている。また、風車自体についても基準が設けられており、国の審査に基づき許可された風車が建設を許可される。
2	配布資料に30名以上の地域雇用を実現したとあるが、どのような職種なのか。また、長期雇用であるのか、数年間のみの雇用であるのか。 地域雇用というのは、つがる市や鱒ヶ沢などの地元を意識して雇用してもらえるのか。	職種としては、電気主任技術者や発電設備の保守・メンテナンスを行うフィールドエンジニア、事務員などであり、規模としては40名～50名程度が想定される。県内の雇用の実績としては太陽光発電所の地元である七戸等において、主に地元からご紹介いただいた人材を採用している。当事業においても20年以上風力発電設備を運転する予定であるので、長く務めていただける方を採用したいと考えている。
3	景観について、近隣の陸上風車と同様に夜に航空障害灯を点灯させるのか。	同様に洋上風力でも航空障害灯を点ける必要がある。状況によっては、角度の調整等により眩しさを軽減させることも検討する。
4	資料の54枚目に眺望点のリストがあるが、リストに岩木山の山頂やホテルなどを入れてもよいのではないかと。評価対象となる景観については、近いところだけで、遠い場所からの景観は含まれないのか。	ご指摘ありがとうございます。
5	リゾートしらかみは、深浦などからの車窓を売りの一つにしているが、どのように考えているのか。	五能線からの車窓については、青森県様から配慮するようご指導いただいている。今後、詳細な風車の設置エリアについては法定協議会において決定されるものと考えており、その範囲の中で、我々としても観光資源との調和が図れるような配置を検討していくつもりである。

う) 牛瀨公民館：2022年4月3日（日）17:00～19:00

No	意見	事業者の見解
1	地元住民の出席者は何名か	(質問時点では) 質問者の1名のみ。
2	洋上風力発電との共存共栄は避けて通れない。原発と違って処理が問題となるようなゴミがでないのが良い。	(コメントのため、回答なし)
3	事業者名は「津軽七里長浜洋上風力合同会社」であるが、出資者は「日本風力エネルギー株式会社」であるなど、会社の関係が住民にはわかりづらい。	発電所毎に会計を独立させるため、新たに合同会社を設立したうえで事業を進めるのが一般的である。本日で説明させていただいている私たちは日本風力エネルギー株式会社の社員であり、合同会社「津軽七里長浜洋上風力合同会社」への出資者の一員である。
4	ケーブルの陸揚げ地点の計画は決まっているのか。	現時点では決まっていない。今後、再エネ海域利用法に基づく公募時に国から条件が提示されると思われるため、それを踏まえて検討するつもりである。
5	入札で選定されなかった場合、それまでに要した調査費等の投資は損失となるのか。	お見込みのとおりである。
6	赤石付近の風車の配置エリアが沿岸に近いが理由はあるか。	法定協議会において、暫定的に決められたものであり、水深等をもとに設定していると考えられる。
7	工事に支障がない範囲で工事状況等を一般公開するのよいと思う。	工事期間中にどのように公開するかはこれから検討していく。我々日本風力エネルギー株式会社の事例では、工事期間中に町議会議員や地区の区長等に状況をご覧になっていただき、安心していただくような活動を実施した。また、太陽光発電所に小学生を招待したり、中学校の屋上に太陽光パネルを寄贈し、エネルギーに係る講座を実施したりしている。

え) 農村環境改善センター：2022年4月4日（月）13:00～15:00

No	意見	事業者の見解
1	<p>環境影響評価について、国が責任をもってやるセントラル方式が協議会で話が出ており、そのようなやり方で実施してもらったほうが良いと考えている。</p> <p>今後、どうなるかはわからないが、同様の説明会をすでに何回も聞いているので人はあまり集まらない。</p>	<p>(コメントのため、回答なし)</p>
2	<p>調査したことがどう使われるのか。漁業者なので、漁業にどう影響があるのか？が知りたい。バードストライクはあるだろうけど仕方ないとも思う。</p> <p>先進地域の漁業影響や騒音等についての情報提供をして欲しい。</p>	<p>今回の説明会では、今後我々がどのような項目についてどのような調査を行っていくのかという方法を説明させていただいたものである。</p> <p>調査については、委託先である建設技術研究所あるいは同研究所から専門業者等に依頼して実施する予定である。</p> <p>調査方法については、方法書にまとめて国に提出し、専門家による審査を受け、いただいた指摘もふまえて調査を実施することとなる。</p> <p>事業実施に伴う環境負荷を低減するための調査・予測を実施していくつもりであり、環境影響評価以外にも、電波障害、漁業影響調査も実施していく予定である。漁業影響調査については、法定協議会の中で議論されるものと考えられるため、法定協議会の結果や方法書の審査における専門家の先生のご意見、漁業関係者へのヒアリング結果等を踏まえて進めていきたいと考えている。</p> <p>また、方法書に対して寄せられた住民のご意見についても反映した形で調査を実施していく所存である。法定協議会の資料には、各国で事業開始後も継続して影響の程度について調査していることや、どの海域にどの魚や海底生物が生息しているのかという調査結果が公表されているため、そういったところも確認し、調査を進めていく予定である。</p>
3	<p>情報を共有して欲しい。エリアに入ったことも知らなかったような状況。つがる市、鰯ヶ沢町、深浦町とか3市町での協議会で情報共有して欲しいし、このあと深浦町が外れた場合は、漁業者の補償は誰がしてくれるのか。</p>	<p>法定協議会において、基金に関する議論がなされていることは承知しているものの、我々事業者は法定協議会に出席することができず、国や県をはじめとする法定協議会メンバーの決定事項に従うことしかできないのが実状である。仮に、我々が落札させていただき事業を実施することになった場合は、法定協議会における審議結果を踏襲するとともに、影響のある範囲の方々に対してしっかりと説明をし、合意の元で事業を進めていくつもりである。</p>
4	<p>地元の合意形成もできずに協議会が2回も進んでいて、漁業者は不安。つがる市と鰯ヶ沢町は賛成しているらしいが、深浦町も調査対象となるのか？漁業に影響が出た場合の補償は貰えるものなのか。</p>	<p>漁業調査の範囲については、資料中の赤い範囲がメインになる予定である。そのほか、騒音や風車の影などについては、この範囲に限らず影響が想定される範囲について調査を実施する。漁業調査は深浦町も含め、ご意見を聞いたうえで必要な調査を実施していかなければいけないと考えている。</p>
5	<p>漁業関係者の声を協議会で聞くべきではないのか。</p>	<p>事業者は法定協議会に出席できないため、回答は差し控える。仮に我々が落札させていただいた場合は、環境影響評価以外にも地元の方々に丁寧にご説明していかなければいけないと考えている。</p>

以上